

## 国民健康保険からのお知らせとお願い

- 国民健康保険証の切り替えを7月下旬に実施します。就学のため転出されている学生の世帯主の方は「在学証明書」をご準備ください。
- 国民健康保険に「加入するとき」「やめるとき」は、14日以内に役場（保険チーム・民生チーム）への届出が必要です。届出が遅れると医療費や保険税に大きく影響しますので、期限を必ず守ってください。
- 温泉保養所利用券を交付しています。国民健康保険に加入されている60歳以上の方で昭和24年4月1日までに生まれた方を含みます。

## 長寿医療（後期高齢者医療）からのお知らせ

- 温泉保養所利用券を交付しています。  
後期高齢者医療保険に加入されている全員の方が対象です。

### 【お問い合わせ先】

錦江町役場 保健福祉課 ☎ 0994-22-3041



## 計量器定期検査が実施されます

- 1 検査対象 取引または証明上の計量に使用するはかり等。
- 2 検査日程

対象地区	月 日	時 間	場 所
田代地区	平成20年7月22日(火)	13:00~16:30	役場・田代支所
大根占地区	平成20年7月23日(水)	9:00~15:00	役場・本庁

- ・印鑑と検査料（1台おおよそ500円程度）が必要です。
- ・一昨年受検された方々には、再度通知いたします。
- ・上記のいずれかで受検されない他の市町村での受検となります。

### 【お問い合わせ先】

錦江町役場 産業振興課 ☎ 0994-22-3034 産業建設課 ☎ 0994-25-2511

保健福祉課からのお知らせ

## 結婚50年目の皆さん、 お早めにお申し出を

保健福祉課 電話 0994-22-3042  
住民生活課 電話 0994-25-2511

本町は、結婚50周年を経過し、夫婦とも健在の方々を対象に、合同金婚式を行います。  
対象者については役場でも調査いたしますが、自分たちが対象ではないかと思われる方は、本庁保健福祉課又は、支所住民生活課へ7月31日（木）までにご連絡ください。  
また、婚姻後、本町に転入された方々、本籍地が町外にある等の方々には調査できませんので必ず申出てください。

○対象者  
①昭和33年1月1日から同年12月31日までに婚姻届を出し、夫婦とも健在の方々。  
今年1月以降にどちらかが死亡されている場合も該当します。  
②婚姻当時の事情で届出の遅れた方々で、第1子が昭和33年中に出生している場合は該当します。